（証券用）

「自動振替サービス取扱規定」

（規定の趣旨）

第 1 条　この規定は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設した証券総合口座（ただし、第 2 条(8)に定める仲介口座を除きます。以下「証券口座」といいます。）における自動振替サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決め（以下「本規定」といいます。） です。

2　本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款その他の約款および規定等の定めるところによります。

（用語の定義）

第 2 条　本規定における用語の定義は次のとおりです。

(1) 本サービス　本サービスは、第 4 条に定める「入金サービス」および第 5 条に定める「出金サービス」から構成されます。出金サービスのみのご利用はできません。

(2) 指定預金口座/預金残高　証券口座にお届出いただいている金銭振込先メイン口座（株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」といいます。）に開設されたお客さまご本人名義の円普通預金口座に限ります。）を「指定預金口座」といいます。また、指定預金口座における預金残高を、単に「預金残高」といいます。

(3) 買付代金等　当社の定める有価証券の買付の注文にかかる約定代金および手数料ならびに当社の定める有価証券の売却の注文にかかる譲渡にともない発生する源泉税等をいいます。

(4) お預り金等　お客さまからお預りしている売却代金・償還金・利子・配当金・分配金等の金銭（個人のお客さまの場合は MRF を含みます。）をいいます。

(5) 先日付受渡日　受渡日が複数ある場合において最も遅く到来する受渡日をいいます。

(6) MRF 自動引落とし商品　変額年金等各種保険、投資信託積立、投信るいとう等その買付代金等が MRF から自動で引き落される商品をいいます。

(7) 与信口座等　信用取引口座、先物・オプション取引口座および株券等貸借取引口座をいいます。

(8) 仲介口座　三菱 UFJ 銀行を登録金融機関として当社に開設した金融商品仲介口座をいいます。

（本サービス）

第 3 条　本サービスは、証券口座でのお取引に関するサービスです。お取引口座を証券口座から仲介口座に変更された場合は、仲介口座にかかる自動振替サービスのお申込みが別途必要です。

2　本サービスは、円貨のみの取り扱いとなります。外貨でのご利用はできません。1 回あたりの入金サービスにおける上限振替金額は 10 億円未満、 出金サービスにおける 1 回あたりの上限送金金額は 100 億円未満です。

3　MRF 自動引落とし商品を保有するお客さまおよび与信口座等を開設されているお客さまは、出

金サービスの利用はできません。

4　本サービスのご利用による手数料はいただきません。

（入金サービス）

第 4 条　入金サービスは、指定預金口座にお預けされた預金を、証券口座における買付代金等に振替できるサービスです。証券口座にお預り金等の残高がある場合は、当該お預り金等から先に買付代金等に充当し、差し引いた金額を指定預金口座から振替し、証券口座へ入金するものとします。

2　MRF 自動引落とし商品に係る買付代金等への振替は、原則として入金サービスの対象外です。

（出金サービス）

第 5 条　出金サービスは証券口座におけるお預り金等を買付代金等に充当した後の余剰金を証券口座から指定預金口座に送金できるサービスです。

2　出金サービスの利用を停止する場合は、当社の定める方法によりお申出いただきます。

（本サービス利用の申込み）

第 6 条　お客さまは、次の(1)から(4)のすべてを満たしている場合、当社が定める方法により本サービスのご利用をお申込みいただくことができます。

(1) 日本国内に居住または所在されていること

(2) 証券口座を開設いただいていること

(3) 預金残高の情報を当社が利用することにつき同意書を提出いただいていること

(4) 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること

2　本サービス利用の申込後、当社がお客さまの本サービス利用を適当と認めた場合には、お客さまに「自動振替サービス登録完了のお知らせ」を送付し、本サービス利用開始日をご通知いたします。なお、お申込みいただいた後、本サービス利用開始日まで最大で 30 営業日程度かかる場合があります。

（本サービス利用時の買付可能額）

第 7 条　本サービスでは、指定預金口座の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。

2　本サービス契約後、オンライントレードでの注文に際しては、三菱 UFJ 銀行との間で三菱 UFJ ダイレクト口座契約および API 契約の締結が必要です。オンライントレードでの注文に際しては、ログイン後にリアルタイムで預金残高を取得し買付可能額として加算します。

3　オンライントレード以外の注文の場合および前項に規定する契約を締結されていない場合は、リアルタイムではなく、前営業日の原則 19:00 以降の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。

4　証券口座と仲介口座の両方をご利用のお客さまで証券口座および仲介口座の両口座で本サービスを同一の指定預金口座でお申込みいただいている場合は、オンライントレード上で預金残高が両口座に表示されるため買付可能額が実際と異なる場合があります。

5　本サービスの解約後は、買付可能額として預金残高は加算されません。

6　指定預金口座で三菱 UFJ 銀行との間に当座貸越のご利用があるお客さまは、第 8 条に定める振替処理に従い、買付可能額を超えて振替される場合があります。

（入金サービスにおける振替処理）

第 8 条　入金サービスは約定日基準で振替します。買付代金等の発生した日から先日付受渡日までの間で買付代金等に不足する金額（以下「充当金額」といいます。）の計算を、約定日の 23:00 基準で行います。

2　前項に基づき計算された充当金額の証券口座への振替は、約定日翌営業日から受渡日前営業日まで毎日 0:15 時点で行います。また、受渡日当日には、① 0:15、② 13:00、③ 18:00、④ 21:00 の各時点で振替を行います。このため、受渡日の 21:00 以降に指定預金口座へご入金された場合、振替が間に合わない場合があります。

3　預金残高が充当金額に満たない場合(指定預金口座で三菱 UFJ 銀行との間に当座貸越のご利用があるお客さまにおいては、預金残高に当座貸越ご利用限度額を加算した金額が充当金額に満たない場合)は、本サービスにもとづく振替のすべてを行わず証券取引約款の定めに従います。

（出金サービスにおける送金処理）

第 9 条　出金サービスは受渡日基準で送金します。お預り金等を買付代金等に充当した後の余剰金額の計算を、受渡日の前営業日の 23:00 基準で行います。

2　前項に基づき計算された余剰金額の指定預金口座への送金は、受渡日当日 11:00 以降に行います。

3　約定日から受渡日までの間に当社の休業日（金曜日夜間等を含みます。）をはさむ場合、証券口座からの出金は受渡日の前営業日の翌日、指定預金口座への送金は受渡日に実行されます。

（本サービスの利用制限取引）

第 10 条　金融商品取引所が取引を規制している銘柄および当社が自主的に取引を制限している銘柄の売買ならびに同一営業日における同一銘柄の売買については、本サービスの利用が制限される場合があります。

（本サービスの停止）

第 11 条　本サービスが不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合は、本サービスのご利用を停止させていただく場合があります。

（登録内容の変更の届出）

第 12 条　当社への登録内容を変更される場合は、所定のお届出が必要になります。なお、お手続きの完了まで本サービスをご利用いただけない場合があります。

（本サービスの解約）

第 13 条 以下の事由のいずれかに該当する場合は、本サービスが解約されます。

(1) お客さまが本サービスの解約を希望され、所定の書面による方法により当社に申出られた場合

(2) 第 6 条第 1 項(1)から(4)のいずれかの要件を満たさなくなった場合

(3) その他、本サービスを解約することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社より解約の申出をする場合

（本サービスの免責事項）

第 14 条 当社は、当社の故意または重大な過失により生じた損害等を除き、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。

(1) 第 3 条第 2 項、同条第 3 項、第 10 条、または第 11 条に基づきサービスの内容が制限または停止されたことにより生じた損害等

(2) お客さまが第 3 条第 1 項に定めるお申込みまたは第 12 条に定めるお届出を怠ったことにより生じた損害等

(3) お客さまが本サービスに伴い提供する情報の内容に基づき投資された場合に生じた損害

(4) やむを得ない事由による本サービスの提供の制限または停止、もしくは内容等の変更により生じた損害等

(5) その他お客さまの故意または過失により生じた損害等

（規定の変更）

第 15 条 本規定の改廃は、証券取引約款が定める方法により行います。

以上

2024 年 9 月